

令和元年8月28日（水）

【照会先】

青森労働局労働基準部健康安全課
課長 大田 真
衛生専門官 瀧口 武仁
（電話）017 - 734 - 4113（直通）

報道関係者 各位

9月は職場の健康診断実施強化月間です

～「働き方改革」関連月間として実施します～

厚生労働省では、「健診受診率の向上」を目的として、労働安全衛生法に基づく事業者による健康診断及び事後措置の実施を徹底するため、平成25年度から全国労働衛生週間準備期間に合わせて、9月を「職場の健康診断実施強化月間」と位置づけ、集中的・重点的な指導を行っています。

青森労働局（局長 うけぞのきよと 請園清人）では、「職場の健康診断実施強化月間」を「働き方改革」関連月間と位置づけ、別添リーフレットに記載された取組を通じて労働者の健康づくりを推進していくこととしています。